

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、名目の如何を問わず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、食費等の経費をいう。
- (4) 本会の役員は非常勤とする。

(理事の報酬)

第3条 理事が、本会の理事会、監査会、常務理事会、正副会長会、協会運営会議、その他理事の職務遂行のための会議（以下「理事会等」という。）に出席したときは、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、1回あたり5,000円（税別）とする。但し、同一の日の午前と午後において理事会等に出席した場合は、3,000円（税別）を加算して支給する。また、同一の日に複数の理事会等に出席した場合の1日あたりの報酬額は、8,000円（税別）を上限とする。
- 3 前項の他、費用弁償として交通費実費相当額（所属支部事務局の最寄り駅からの実費）を支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事が、本会の監査会に出席する等、本会の本部又は支部において監事の職務を遂行したときは、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、職務遂行に係る時間が4時間以内の場合は5,000円（税別）、4時間を超える場合は8,000円（税別）とする。
- 3 前項の他、費用弁償として交通費実費相当額（所属支部事務局の最寄り駅からの実費）を支給する。

(出張の報酬)

第5条 役員が職務遂行のため県内又は県外に出張したときは、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、出張1回につき8,000円(税別)とする。
- 3 前項の他、費用弁償として交通費実費相当額(所属支部事務局の最寄り駅からの実費、但し特急・新幹線利用の場合は普通車・特急指定席運賃実費)、宿泊費1泊につき15,000円(税別)、食費1食につき1,500円(税別)を支給する。

(執務の報酬)

第6条 理事のうち、会長、専務理事、副専務理事が会務のために執務したときは、報酬を支給する。

- 2 前項の執務とは、理事会等以外に本会の本部において会務処理のため勤務した場合をいう。
- 3 第1項の報酬の額は、執務1日につき10,000円(税別)とする。
- 4 前項の他、費用弁償として交通費実費相当額(所属支部事務局の最寄り駅からの実費)、食費1食につき1,500円(税別)を支給する。

(支給方法)

第7条 第3条乃至第5条に定める報酬、費用(交通費、宿泊費、食費等)は、毎月末で集計し翌月10日までに、当該役員の所属する支部の指定預金口座に送金し、支部よりすみやかに当該役員に現金により支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会等に出席した会長、専務理事、副専務理事の報酬については、毎月末で集計し翌月末までに、現金により支給する。
- 3 第6条に定める報酬、交通費、食費は執務の都度、現金により支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(支給の特例)

第8条 会務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額報酬で支給できない場合はその実費額による。

- 2 役員が、第3条に定める理事会等、又は第4条に定める監査会に出席等した同一の日に、第5条に定める出張をした場合には、第3条及び第4条の報酬は支給しない。
- 3 会長、専務理事、副専務理事が、第5条に定める出張をした同一の日に、第6条に定める執務をした場合には、第5条の報酬は支給しない。
- 4 会長、専務理事、副専務理事が、第6条に定める執務と同一の日に第3条に定める理事会等に出席した場合には、第6条第3項の報酬に第3条第2項の報酬を加算して支給する。
- 5 会長、専務理事、副専務理事が、第6条に定める執務と同一の日に第4条に定める監査会に出席等した場合には、第6条第3項の報酬に第3条第2項の報酬を加算して支給する。

(支給の上限)

第 9 条 役員に対する報酬は、総会において別途定める報酬総額の上限額を超えて支給することはできない。

(公表)

第 10 条 本会は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し、理事について必要な事項は理事会が別に定め、監事について必要な事項は監事の協議により別に定める。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程を改正又は廃止しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。